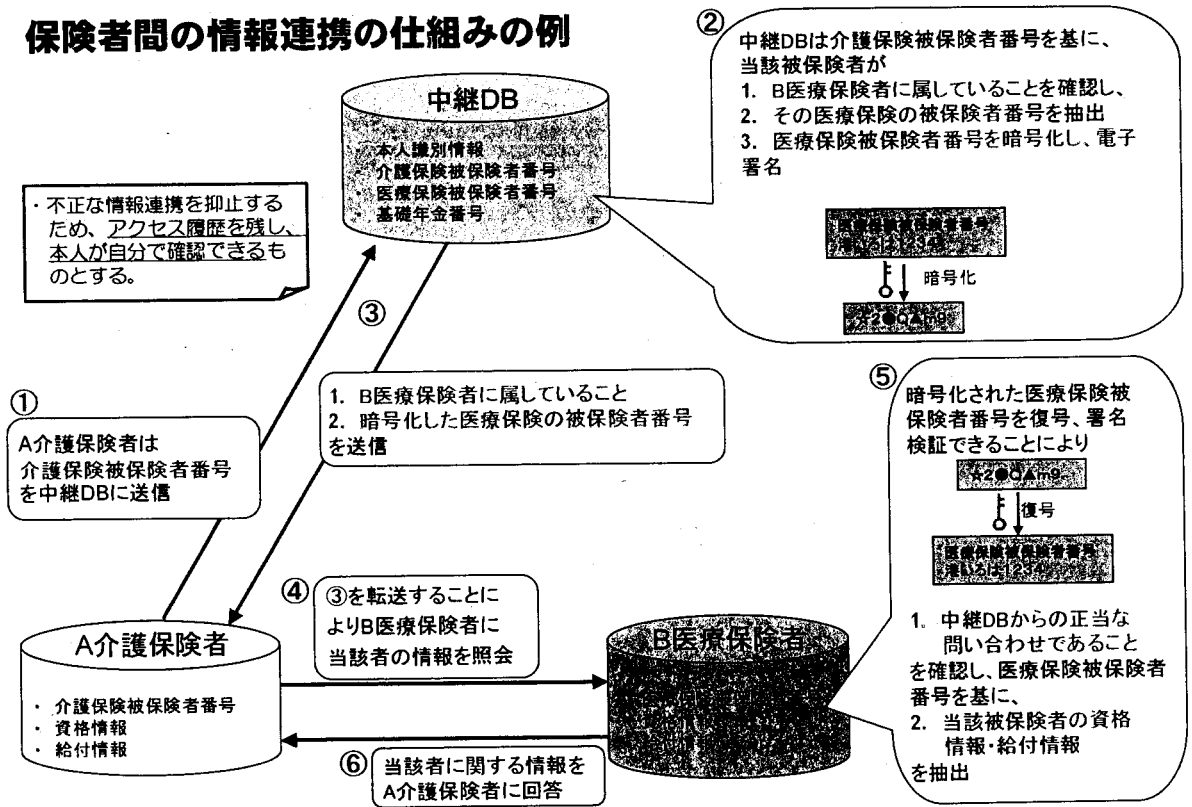


ていないという者が生じることのないよう、被用者健保の保険者と国民健康保険の保険者とが情報連携を行うことも想定される。

なお、医療機関等がオンラインにより診療報酬請求に必要な情報を取得することを可能とするためには、そもそも、保険者が保有する適用関係情報（被保険者の資格取得・喪失、被扶養者の認定等の情報）の「紙台帳」管理からデータベース管理への移行が必須であるとともに、すべての保険者に対する事業主からの適用関係手続について、「紙媒体」による届出からオンライン利用による届出を可能とする制度的対応等の環境整備を行うなど「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日 IT戦略本部）の着実な実行によって、上記のタイムラグの短縮も一定程度期待できるところである。



※ 上図のように保険者間で直接情報のやりとりを行うのではなく、中継DBを介してこれを行うことも可能であると考えられる。

図5：保険者間の情報連携の仕組みの例

## 6. 写真付きの身分証明書としての機能等について

これまで述べたもののほか、希望者については、社会保障カード（仮称）を身分証明書として利用することを可能とすること、ICチップの空き領域を利用して追加的な機能を持たせること等についても、今後更に検討を行う。

## 7. カードの発行・交付方法等について

### (1) カードの発行・交付方法検討に当たっての考慮要素

これまで述べてきた社会保障カード（仮称）の仕組みは、カードが確実に本人に交付されたという信頼が存在することが前提となる。

具体的なカードの交付方法を検討するに当たっては、

- ① 交付対象者が市町村や保険者の窓口に行く必要があるかどうかといった「交付対象者の利便性」
- ② カード交付までに必要となる手続やそれに必要となる時間といった「交付者の事務負担」
- ③ どの程度確実に本人同定ができるかといった「技術的な実現可能性」

などを踏まえる必要がある。

その際、交付対象者が窓口に行く必要があるかどうかやカードの交付を郵送で行うことができるかについては、社会保障カード（仮称）の機能に鑑み、カード交付時にどの程度厳格な本人確認を必要とするか等を検討する必要があり、厳格な本人確認による信頼性確保と交付対象者の利便性等とは、一方を重視すれば一方は不十分になる関係にあることに留意する必要がある。

### (2) 検討に当たっての仮定

現在の年金手帳<sup>9</sup>、健康保険証、介護保険証は年金・医療・介護の各制度の保険者から発行・交付されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっている<sup>10</sup>ことから、1枚でこれらの保険証等の役割を果たす社会保障カード（仮称）の発行・交付方法について検討するに当たり、カードの発行主体、交付主体について以下のような仮定を置いて検討を行った。

<sup>9</sup> 初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、年金手帳は交付されず、基礎年金番号通知書が交付されている。

<sup>10</sup> 年金については国や共済組合が、医療保険については健康保険組合、市町村、共済組合、国民健康保険組合、広域連合等が、介護保険については市町村等が保険者となっている。

なお、これらの検討に当たっての仮定については、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではない。

- ① カードの発行主体については、社会保障カード（仮称）が年金手帳、健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、年金制度、医療保険制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣であると仮定。
- ② カードの交付主体については、
  - ・住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
  - ・国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。
- ③ 発行DBは、中継DBと同様に情報の一元的管理が行われるとの懸念が生じないように社会保障カード（仮称）の発行時点において必要な最小限の情報のみを保持するものとする。

(3) 既存の被保険者証等から社会保障カード（仮称）への切替方法について  
既存の被保険者証等を社会保障カード（仮称）に切り替えるためには、医療保険の被保険者証記号番号等を、(2) で交付主体と仮定した市町村に伝達する必要がある。

「これまでの議論の整理」においては、この切替えの方法として、

- ① 医療保険者で切替えの手続きを行い市町村で交付する案、及び
- ② 市町村で切替えの手続きを行い市町村で交付する案

の2案を記載したところである。

この点については、被用者健保の場合、勤務先を通じて医療保険者で手続きができた方が利便性が高い面があるのは事実である。しかし、この場合、医療保険者と市町村との間で本人同定を行う際に、医療保険者と市町村で登録されている利用者の氏名の文字コードが異なるなどの理由により、両者の間で氏名等の基本4情報を用いて利用者の本人同定の確実さを担保することが困難であると考えられる。また、医療保険者の事務上の効率性を考慮すれば、市町村から利用者にカードの交付案内を送付し、利用者に年金手帳、健康保険証等を市町村に提出してもらい、被保険者証記号番号等によって本人同定を行う方がより確実性・効率性が高いものと考えられる（下図7-1参照）。

## 既存の被保険者証等からの切替え方法

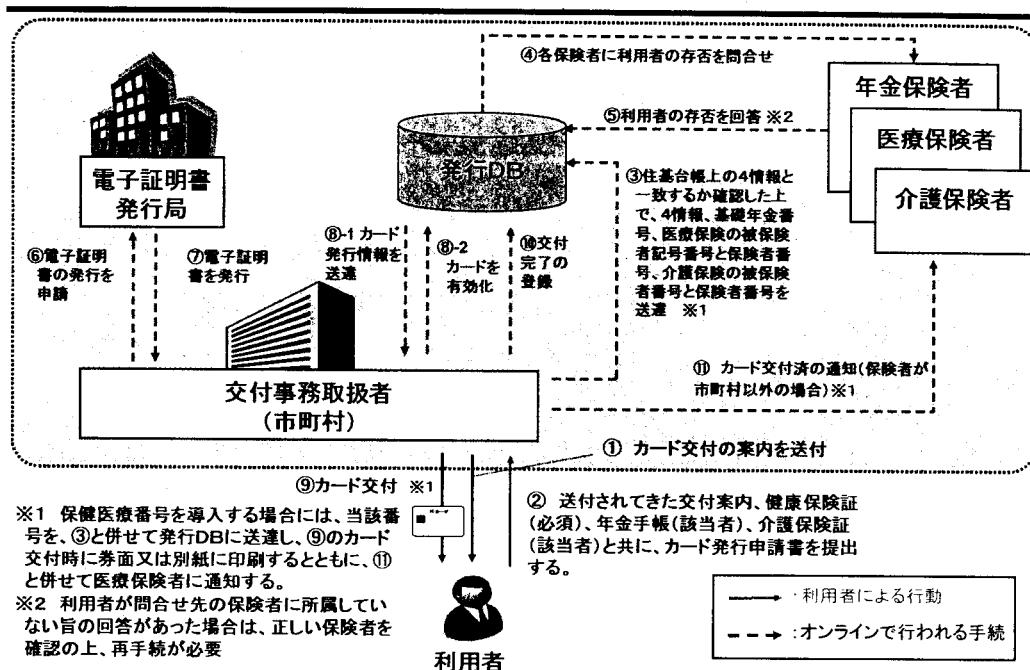


図7-1：既存の被保険者証等からの切替方法

### (4) 出生時の取扱いについて

出生後初めて市町村でカードを交付される際の手続について、「これまでの議論の整理」においては、

- ① まず健康保険証としてICカードを発行し、その後介護保険証としての機能等を付加していく。(健康保険証としてカードを発行・交付する案)
- ② まずどの機能も有しないICカードを発行し、その後健康保険証、介護保険証としての機能等を付加していく。(いずれでもないカードを発行・交付する案)

の2案が検討され、その際、現在医療保険者に提出している被用者健保の被扶養者に関する届出(被扶養者届)の提出先を市町村とすることが可能か、等の課題が挙げられていた。

この点については、被用者健保の被保険者の場合でも、申請の手間という観点からは、出生届と同時に被扶養者届を提出し、扶養者の医療保険資格の確認を行った上で、受け付けた市町村から医療保険者に保健医療番号を含む情報と被扶養者届を伝達し、医療保険者にて被扶養者認定を行い、医療保険の被保険者記号番号を付番して発行者に情報を伝達する流れが、ワンストップサービス化という観点からも便利と考えられる。したがって、被用者健保

の被扶養者届は、①の市町村を經由して医療保険者に提出できるとすることが妥当と考えられる。しかしながら、従前と事務の流れが大きく変わることから、事故等で經由されなかったり、遅延したりする事象の発生が想定されることから、十分留意して検討していく必要がある（下図7-2参照）。

### 出生時のカード発行・交付方法

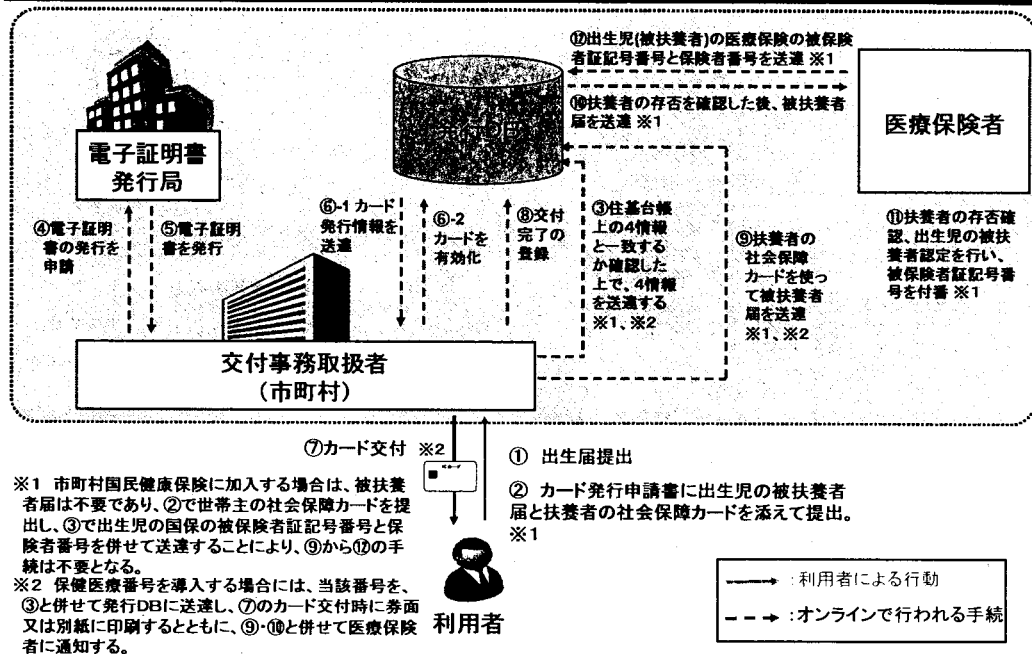


図7-2：出生時のカード発行・交付方法

なお、出生届はいずれの市町村に届け出ても良いため、被用者健保の保険者への被扶養届伝達については、出生届を提出した市町村と住民票のある市町村間での伝達方法等について、次世代電子行政サービスにおけるワンストップサービスの検討状況を注視する必要がある。

また、上記①、②のほか、

#### ③ 一定年齢以下の者には原則としてカードを交付しない案

も考えられる。

この場合、出生からその年齢までの間、扶養者のカードとの紐付けが必要になり、その際、運用上の課題が多々想定される。例えば、一方の親とだけ紐付けた場合、複数の子が同時に複数の医療機関にかかる場合に、紐つけた親のカードを同時に使用できないため不便が生じる等の課題を解決する必要がある。

(5) 医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動の際の手続について

図7-3のとおり、旧保険者が発行した資格喪失通知を新保険者に持参するといった手続をとる必要があるが、保健医療番号（仮称）が有る場合は、図7-4のとおり、利用者が保健医療番号を新保険者に届け出ることにより簡便な手続が可能である。

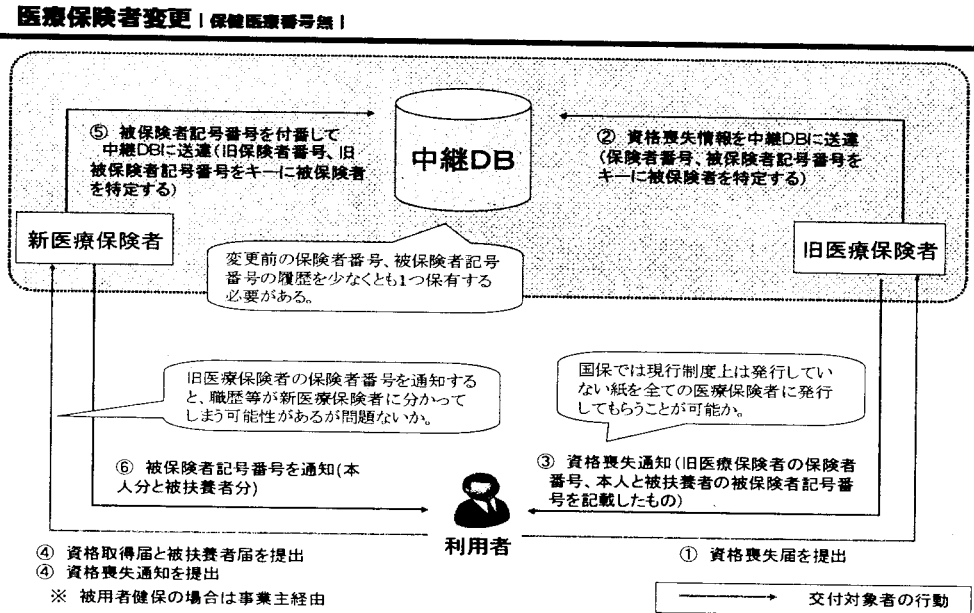


図7-3 医療保険者の異動時の手続（保健医療番号が無い場合）

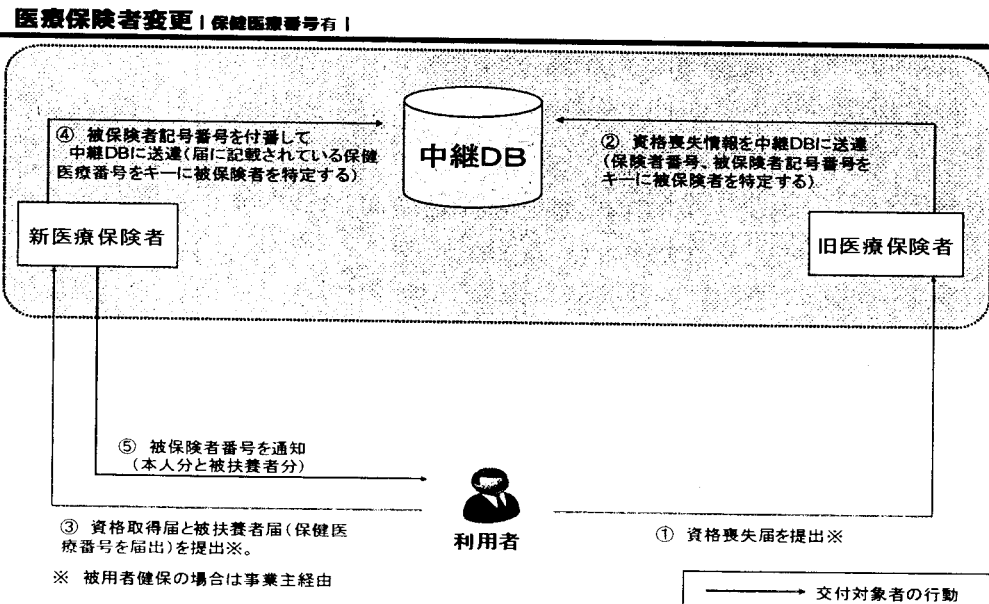


図7-4：医療保険者の異動時の手続（保健医療番号が有る場合）

## (6) 今後の検討方針

以上の(3)から(5)は、(2)で述べた仮定を基にした本検討会の現時点での検討状況であるが、交付対象者から見た利便性や交付に係る事務負担等といった観点から、今後さらに市町村、保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、精査していく必要がある。

また、医療保険制度等の運用を考慮して、死亡時等における社会保障カード(仮称)の無効化や、中継DB上の情報の失効及び削除に関する検討も必要と考えられる。

## 8. 電子行政、電子私書箱(仮称)等の取組との連携について

現在、政府においては、人生の様々な場面におけるワンストップサービスやそのためのバックオフィス連携の実現等に向けた取組が行われている。本検討会における社会保障カード(仮称)の実現に向けた取組もその中に位置付けられるものであるが、全体最適の観点からは、関連する様々な取組と連携して検討を進めるべきである。また、特に、費用対効果を高めるといった観点からは、これと併せ、社会保障カード(仮称)で必要とするICチップを含む媒体や認証基盤、医療機関等におけるネットワーク基盤等につき、関連する他の仕組み等を可能な限り活用することで、社会保障カード(仮称)のためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが必要である。

### (1) 電子政府関連施策等との連携

社会保障カード(仮称)の検討に当たっては、内閣官房において検討が進められている次世代電子行政サービスや電子私書箱(仮称)の実現に向けた取組等以下の関連する施策と連携して検討を行うことが必要である。

特に、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター(仮称)」や電子私書箱(仮称)構想における「電子私書箱(仮称)プラットフォーム」は、中継DBと類似の機能を持つものと考えられること、また、平成21年4月9日のIT戦略本部で決定された「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」に盛り込まれた国民電子私書箱(仮称)構想については、上記の「行政情報の共同利用支援センター(仮称)」及び電子私書箱(仮称)構想を含むものと想定されていることから、これらについては、重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべきである。

① 次世代電子行政サービス

「IT新改革戦略 政策パッケージ」（平成19年4月5日 IT戦略本部）及び「重点計画2007」（平成19年7月26日 IT戦略本部）に基づき、内閣官房IT担当室に設置された「次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」においては、「利用者視点でのサービス提供」「行政事務の最適化の推進」「企業活動の活性化」「国民と行政の信頼強化」を目標とし、先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うとともに、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組を進めている。

「重点計画2008」（平成20年8月20日 IT戦略本部）においては、「2008年6月に次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおいて策定された「次世代電子行政サービス(eワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」に基づき、まず、引越と退職手続についてのワンストップ化について、2010年度を目途に標準モデルを構築し、実用化を目指す」としている。

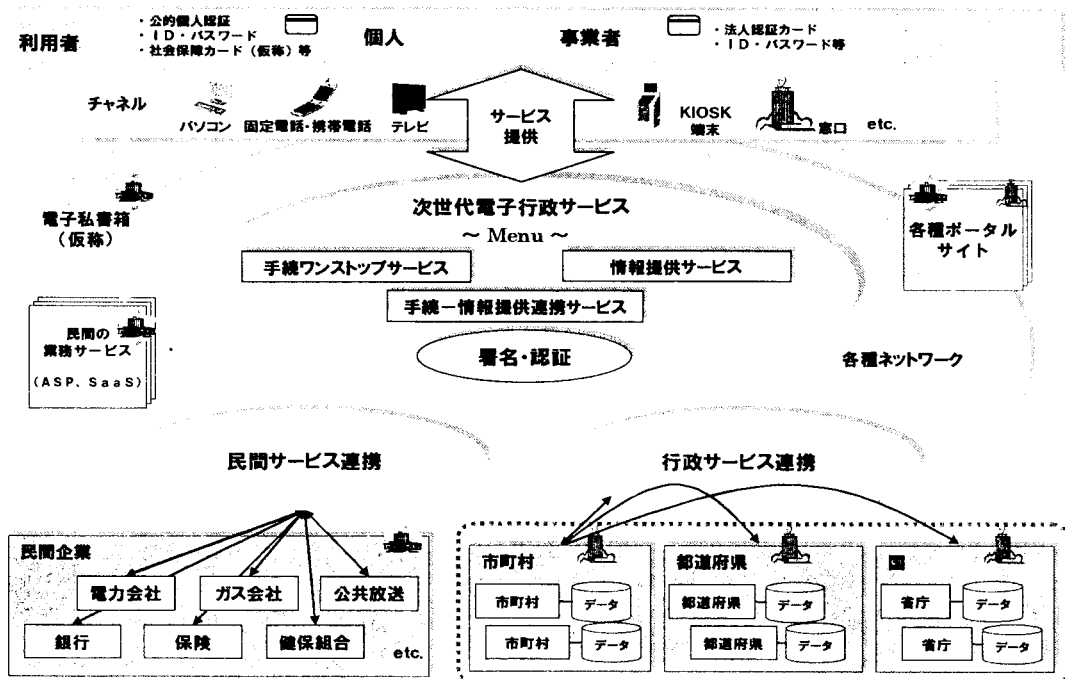


図8-1：次世代電子行政サービスの基盤のイメージ図<sup>12</sup>

<sup>12</sup> 「第11回 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(平成21年2月6日)に内閣官房IT担当室が提出した資料より抜粋。



② 電子私書箱（仮称）構想

「重点計画 2007」において「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱（仮称）の創設」が盛り込まれたことを受け、平成 19 年度に「電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の I T 化に関する検討会」<sup>13</sup>が開催され、電子私書箱（仮称）構想のコンセプトについて取りまとめられ、技術的要件、制度的課題の抽出が行われた。

平成 20 年度は平成 19 年度の検討を踏まえ「電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」が開催され、より具体的に詳細な検討を行うため、特定健診結果、年金記録をユースケースとし、技術的要件に関する検討、制度的課題に関する検討、社会保障以外の分野における電子私書箱（仮称）の利用に関する検討等が行われた。

特に、特定健診結果、年金記録をユースケースとした技術的課題の検討のためユースケース検討ワーキンググループが設置され、電子私書箱（仮称）構想の技術的要件及び制度的課題の検討の結果を取りまとめた「電子私書箱（仮称）プラットフォーム基本設計」を作成したところである。

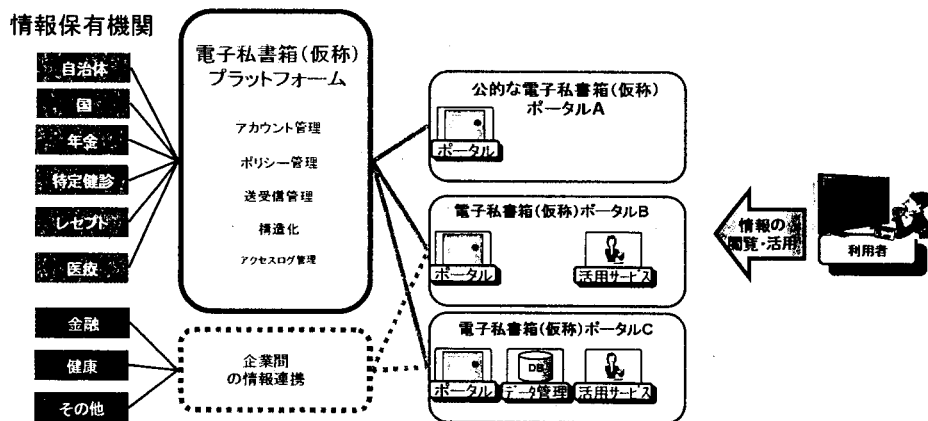
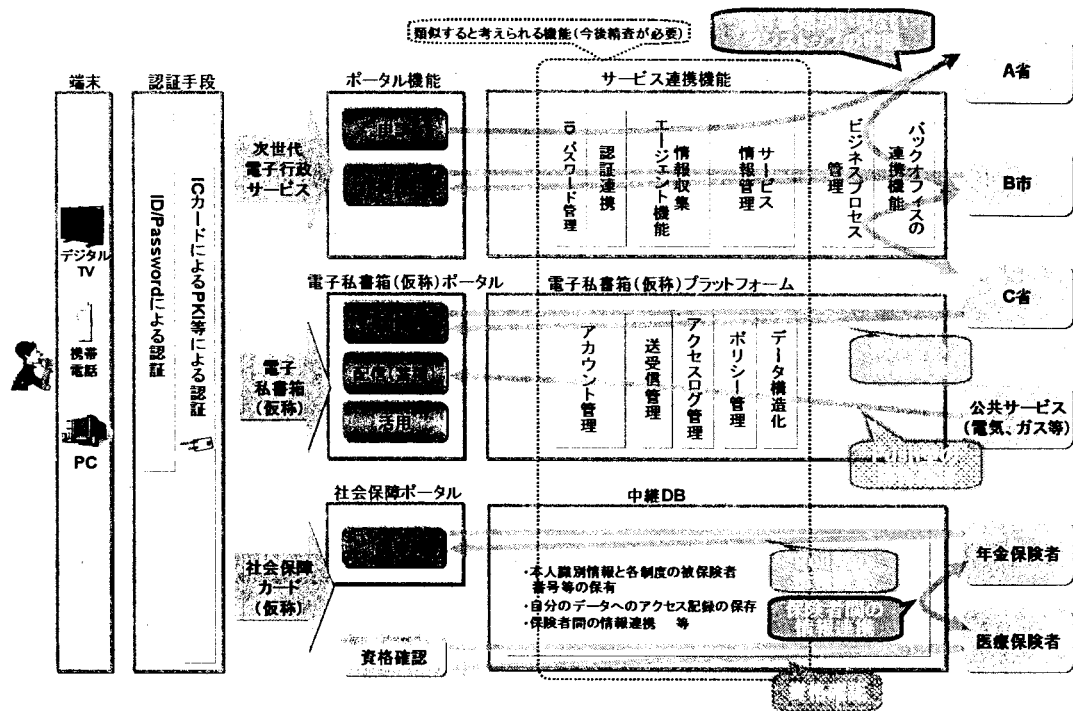


図 8 - 2 : 電子私書箱（仮称）の実装形態例<sup>14</sup>

<sup>13</sup> 平成 20 年 3 月 17 日に終了。

<sup>14</sup> 「第 11 回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成 21 年 2 月 6 日）に内閣官房 I T 担当室が提出した資料より抜粋。



参考:「次世代電子行政サービス(eワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」(平成20年6月4日) (P.23)  
「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」(平成20年10月28日)

図8-3: 次世代電子行政サービス、電子私書箱(仮称)構想、社会保障カード(仮称)構想の機能相関図<sup>15</sup>

<sup>15</sup> 「第5回 電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」(平成21年3月16日)に内閣官房IT担当室が提出した資料より抜粋。

③ 国民電子私書箱（仮称）構想

「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月9日 IT戦略本部)においては、国民本位の新しい電子政府・自治体の推進のため、国民電子私書箱（仮称）構想が示されたところである。この国民電子私書箱（仮称）は、「希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、従来の「電子私書箱（仮称）構想」及び「社会保障カード（仮称）構想」を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのもの」であり、また、「社会保障カード（仮称）の実証実験の成果も活用しつつ整備」することが想定されている。

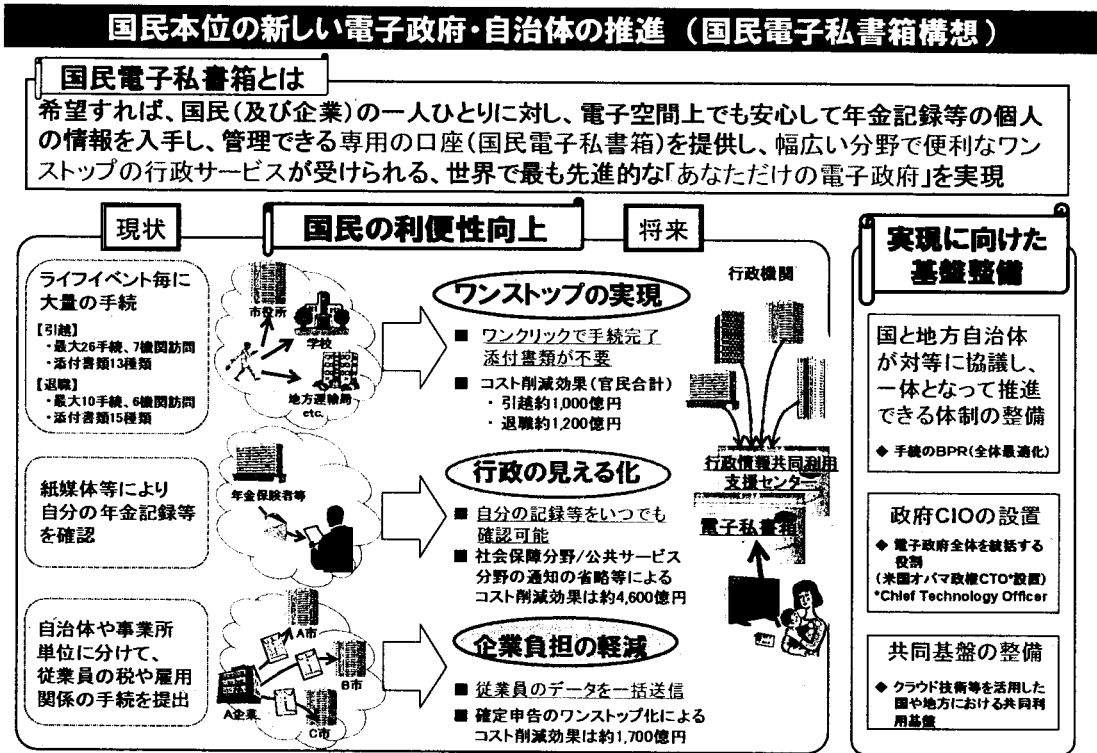


図8-4：国民本位の新しい電子政府・自治体の推進（国民電子私書箱構想）<sup>16</sup>

<sup>16</sup> 「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月9日 IT戦略本部決定)より抜粋。